

株式会社 丸東 いわき営業所

令和 8 年度運輸安全マネジメント

1・輸送の安全に関する基本的な方針

■輸送安全理念

株式会社丸東は『安全はすべてに優先する』の理念をもとに、輸送の安全が企業経営の最重要課題と認識し、安全で安心な地域社会の発展に貢献するよう、継続的改善により輸送安全活動に取り組みます。

■輸送安全方針・安全衛生方針

1. 経営者は、安全の確保が事業経営の根幹であることを認識し、その重要性の意識付けを全社員に周知徹底する。
2. 関係法令を遵守すると共に、輸送の安全に関する内部監査を実施し、必要な是正措置と予防措置を講じる。
3. 安全の確保に最も大切な行動は、基本動作の実行、確認の励行及び連絡の徹底である。
4. トラックの車両・運転に関する知識・技能の向上に努め、プロドライバーとしての意識を高め交通事故の防止を図る。
5. 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を行い、絶えず輸送の安全性の向上に努める。
6. 定期健康診断の完全受診および積極的に脳検査、SAS 検査を受診させる。
7. KY 活動、ヒヤリハット活動の活性化を図り、未然に事故を防ぐよう努める。

2. 輸送の安全に関する目標

■令和 8 年度（令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）事故削減目標

	重大事故		交通事故	
	目標	実績	目標	実績
令和 7 年度	0 件	0 件	3 件	0 件
令和 7 年度	0 件	0 件	2 件	0 件

※重大事故は、自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故をいう。
※交通事故は、重大事故を除く有責・無責のすべての事故をいう。

■自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計

令和 7 年度・・・0 件

令和 8 年度・・・0 件（令和 8 年 4 月現在）

※自動車事故報告規則第 2 条とは

1. 自動車が転覆、転落、火災（積載物品の火災を含む）、又は踏切において鉄道車両と衝突、若しくは接触したもの。
2. 死者又は重傷者を生じたもの。
3. かじ取り装置、制動装置、車枠、車軸、車輪（タイヤを除く）又はシャシばねの破損または脱落により、自動車が運行できなくなったもの。

3. 輸送の安全目標達成に関する取り組み計画

■令和 8 年度（令和 8 年 4 月 1 日～9 年 3 月 31 日）安全計画

1. 事故防止対策会議

毎月 1 回開催（対象：代表者、安全統括責任者、安全衛生委員、ドライバー代表）

2. ドライバーミーティング

毎月 1 回開催（対象：代表者、安全統括責任者、運行管理者、全ドライバー）

3. 事故惹起者への指導・教育

事故発生時に速やかに実施

4. 月ごとの安全総点検実施

各月ごとの安全目標・施策を設定する。

4 月 『弱者の保護と他車への思いやりのある運転を心掛ける』

5 月 『体調管理の徹底と元気な挨拶の励行』

6 月 『1, 2, 3 運動月間, (1 割) スピードダウン, (2 倍) 車間距離, (3 分) 早めに』

7 月 『アイドリングストップと急停止・急発進をしないエコドライブ！』

8 月 『子供たち、自転車の飛び出し注意！危険予知強化月間』

- 9 月 『法令順守、無事故、無違反！』
- 10 月 『家族サービス月間、残業ゼロと有給休暇を積極的に！』
- 11 月 『早めの点灯とこまめな上向きへの切り替えで自車をアピール』
- 12 月 『飲酒運転、速度超過は絶対にしない！』
- 1 月 『総点検月間、車両故障ゼロ！』
- 2 月 『ドライブレコーダの映像を基にした危険予知教育』
- 3 月 『ストレスチェック、疲労度チェック、睡眠の質を調査し、改善を図る』

5. 車両整備の徹底

- ①乗務員への日常点検の指導、車両運行前点検表による車輛メンテナンスの確認、予備整備の徹底。
- ②12 か月点検を含む年 4 回の定期点検を確実に実行し、その記録を保管する。

6. 運行管理の徹底

- ①運行管理者は、乗務員に対してのアルコールチェッカーによる点呼の完全実施と運行管理業務について確実に実施し、経営者に適宜報告する。
- ②乗務員に対して点呼を行う際は、疲弊していないか、また睡眠時間が十分に確保されているかを確認する。
- ③令和 4 年 4 月よりすべての社用車を使用するものに対してアルコールチェックを義務付け、その記録を 1 年間保存する。

7. 安全教育及び研修の充実強化

- ①乗務員に対し、定期的に適性診断・健康診断を受診させる。
- ②定期的な安全パトロールの実施（代表者、安全統括責任者、安全衛生委員、運行管理者、整備管理者等）
- ③新任乗務員については、初任適性診断を受診させ、社内規定による添乗指導・安全講習を実施する。
- ④運転者の年間教育計画および安全衛生計画を基に毎月、運転者と作業に従事する者に対して教育を行う。
- ⑤65 歳以上の高齢運転者に対しては適齢診断を受診させ、その結果を基に添乗指導を行う。

8. 安全に関する外部の研修への派遣

トラック協会主催の交通安全講習会に乗務員を積極的に参加させる。

9. 無事故運転者への表彰

社内無事故表彰実施要綱に基づき乗務員の表彰を行う。

10. 安全に関する投資

安全の確保を目的とし、車両の代替、バックカメラ等の安全装置の導入、ドライブレコーダの導入等を積極的に取り入れ事故予防に努める。

11. 感染症への対策

乗務員に対して家を出る際に体調不良などがあれば休むように徹底させること。また点呼時に体温測定して発熱の有無を確認する。発熱がある場合は運行を取り止める等の対策を講じる。

12. 自然災害への対応

事前に天気予報を確認して、乗務員の出発前に注意事項として知らせ注意喚起させる。また、激甚化する恐れがある際は運行を取り止める等の具体的対策を講じる。

13. 運行上の法令の遵守

過積載および速度超過ならびに拘束時間の上限や連続運転の有無等を運行毎に確認し、違反者に対して都度、指導教育を行い乗務員全員に法令順守を徹底させるよう心掛ける。

株式会社 丸東
いわき営業所
代表取締役 西山由美子